

「動物愛護週間行事」実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第4条第3項の規定に基づき、ひろく市民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間にふさわしい行事を実施することを目的に「動物愛護週間行事」実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、動物愛護週間行事を開催するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 動物愛護週間行事の企画及び運営に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 実行委員会は、次に掲げる団体が推薦する10人以内の委員で構成する。

- (1) 千葉市
- (2) 公益財団法人 千葉県動物保護管理協会
- (3) 公益社団法人 千葉県獣医師会
- (4) 千葉市獣医師会
- (5) 前4号に掲げる団体が承認した団体

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 監事 2人

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 監事は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順番にその職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集し議長となる。

- 2 実行委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 実行委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長が決する。
- 4 委員がやむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その委員の属する団体から代理人を出席させることができる。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を実行委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会計年度)

第8条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 実行委員会の庶務は、千葉市動物保護指導センターにおいて処理する。

(負担金)

第10条 実行委員会の事業運営に係る経費は、構成する団体が負担する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は委員長が実行委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。